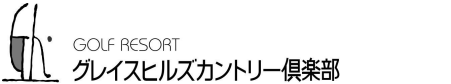


利用約款



第1条 目的

グレイスヒルズカントリー倶楽部（以下「当倶楽部」という）ご利用の方（会員、ゲストを問わず）は、お互いに安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、当倶楽部会則、細則等による他、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条 利用契約の成立

- 当倶楽部においてプレー及び練習をされる方は、当日フロントにおいて到着次第所定の署名簿に署名及び必要事項の記入をしてください。それにより当倶楽部は署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。
- 署名者は、事前に当倶楽部の会則、細則の他、本約款の内容を了承されたものとします。

第3条 利用申込・取消

プレーの予約・申し込み、取り消し等については、当倶楽部の定めに従っていただきます。

第4条 施設利用の拒絶

当倶楽部は次の場合施設の利用及び利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時間に余裕が無い場合
- ゲストについて会員の同伴または紹介が無い場合
- 公の秩序若くは善良な風俗、エチケット・マナーに反する行為をした場合、またはそうした行為をする恐れがあると認められる場合
- 天災、気象の異常（暴風雨・降雪・雷鳴等）、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合
- 無断で写真撮影、録音、録画等をされる場合
- ゴルフプレー又は当倶楽部にふさわしくない服装着用の場合
- 暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員またはこれらの関係者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの、刺青等のある者、暴力・暴言行為の恐れのある者
- 上記③⑤⑥⑦の該当者であったことが判明した場合
- その他、当倶楽部が定める会則、細則及び本約款に違反した場合、並びに当倶楽部の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合

第5条 ロッカーと貴重品ボックスの利用

- ロッカー等で保管中に紛失又は事故が生じた場合には、当倶楽部では責任を負いません。貴重品（金銭その他高価品）は、暗証番号式貴重品ボックスをご利用ください。
- 暗証番号式貴重品ボックスは、一時的な保管場所の提供に過ぎず、物の保管を引き受ける寄託契約を成立させるものではありません。
- ロッカーのカギを紛失された場合は、鍵の取り付け変更料（実費）を申し受けます。

第6条 携帯品・自動車等

- ゴルフクラブ、靴、鞆等の携帯品及び駐車場に駐車中の自動車等について、紛失・盗難・毀損等事故が生じた場合、当倶楽部はその責任を負いません。
- 車輛は指定場所に駐車して下さい。違反の場合はレッカー移動を行う場合がありますのでご了承ください。なお、その際の移動料はご負担いただきます。また、移動の際の損傷については、当倶楽部は一切損害賠償などの責任を負いません。

第7条 危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。特に、当倶楽部会員の紹介でプレーされるゲストの方は、紹介会員に迷惑をかけないようにご留意ください。

第8条 ティグラウンドにおける素振り

- クラブの素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。
- 打順以外の方は、ティグラウンドに入らないでください。

第9条 飛距離の確認

プレーヤーは、打球について全責任を負うこととします。キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打込まないよう打球してください。

第10条 フォアキャディの合図

フォアキャディの合図は、先行組が通常第 2 打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

第11条 打者の前に出ないこと

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

第12条 隣接ホールへの打込み

- 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の打球の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。
- 万一隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤ

ーにも十分注意して打球してください。

第13条 退避及び避難所

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組が全員打ち終わるまで待避所又は安全な場所に退避してください。

第14条 ホールアウト後の退去

ホールアウト後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第15条 雷鳴・地震等発生の場合

- 雷鳴があった場合は直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避してください。
- 地震等緊急事態発生の場合は、直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所に退避して下さい。
- 当倶楽部は落雷及び地震による被害について責任を負いません。

第16条 カート・オートスロープの取扱

カート・オートスロープの取り扱いは、カート及びオートスロープにある注意書に従ってご利用ください。

第17条 火気使用の禁止

コース内・クラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁いたします。煙草の吸い殻・マッチの燃え殻等は、必ずよく消して灰皿に入れてください。

第18条 違背の場合の責任

利用者が本約款第7条, 第8条, 第9条, 第10条, 第12条, 第16条及び第17条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、並びに、第7条, 第8条, 第11条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条及び第17条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

第19条 プレー終了後のクラブの確認

- 利用者はプレー終了後、自身のクラブを点検し、間違いがないか慎重に確認し、所定の用紙にサインしてください。
- 確認後におけるクラブの不足、損傷などについて当倶楽部は責任を負いません。クラブの確認をしなかったり、確認後のサインをしなかった場合も同様とします。

第20条 施設内への持ち込み品

施設内へ下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- ペット類
- 著しく悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類
- 火薬・発揮油等、引火・発火・爆発の恐れのあるもの
- 騒音を発するもの

第21条 宅配便の取扱

クラブ等を宅配便にて送付又は発送される場合は手続を代行しますが、お預かりした物品の数量の不足及び瑕疵につきましては、当倶楽部は一切責任を負いません。

第22条 施設等に損害を与えた場合

利用者の故意又は過失により、当倶楽部の施設及び当倶楽部の従業員に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第23条 緊急患者の措置

- 利用者は自身の健康状態について常に充分配慮してください。
- 万一急病者が発生した場合は、当倶楽部はできる限りの努力をしますが、結果については責任を負うことができません。また、急病者の発生した場合は直ちに医療機関に連絡し、その指示を受けるものとします。

第24条 行為の禁止

施設内での下記の行為はお断りいたします。なお、理事会又は会社が特に許可した場合であっても、傷害等の被害を受けた場合、当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

- とばく、その他風紀を乱す行為
- 物品販売、広告宣伝などの行為（特に許可する場合を除く）
- 利用者以外（含むギャラリー）のコース内及び練習場内への立ち入り（特に許可する場合を除く）
- 写真撮影、録音、録画等の行為（特に許可する場合を除く）
- 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為

第25条 ゲストの行為の責任

当倶楽部会則・細則に定める通り、ゲストを同伴若くは紹介した会員は当該ゲストの当倶楽部利用上の負担金、その他費用の支払い並びに当倶楽部内における一切の行為について責任を持っていただきます。

第26条 付則

本約款は2004年10月20日から実施する。

2012年10月22日 一部改定